建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　戸田　博昭　一級建築士　第61184号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月
４　処分の原因となった事実　栃木県内の建築物（１物件（建築確認（偽造）：平成21年12月））について、一級建築士として、虚偽の確認済証及び虚偽の確認通知書を作成して工事施工者に渡すこと、当該虚偽の確認済証及び虚偽の確認通知書に係る虚偽の確認申請書の確認申請代理者欄、設計者欄及び工事監理者欄に他の建築士の承諾を得ずに当該建築士の名義を借用して記名すること、確認済証の交付を受けずに工事が行われることの容認並びに工事施工者が建築士事務所登録を受けずに確認申請代理業務、設計業務及び工事監理業務を受託することについて建築士法第21条の３の規定に違反して相談に応じることを行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　福森　裕和　一級建築士　第248215号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月
４　処分の原因となった事実　和建築工房一級建築士事務所（京都府知事登録（17Ａ）第11212号）の業務に関し、同事務所の開設者として、同事務所の登録期間が平成22年12月13日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て京都府内及び大阪府内の建築物（３物件（建築確認：平成23年６月、同年７月、平成24年４月））の設計業務を業として行い、また、同事務所の所在地を変更したにもかかわらず、第23条の５の規定に違反して、その旨を京都府知事に届け出ず、さらに、第23条の６の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を京都府知事に提出しなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小鶴　文彦　一級建築士　第301522号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止３月
４　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認(偽造)：平成19年９月））について、一級建築士事務所ＫＯＺＵＲＵ（東京都知事登録第50034号）の業務に関し、建築確認申請の代理者として、指定確認検査機関名の虚偽の確認済証の写しを作成して工事施工者に渡し、無確認工事を行わせしめた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　佐藤　雄介　一級建築士　第327262号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止２月
４　処分の原因となった事実　茨城県内の建築物（２物件（建築確認：平成22年10月、平成23年４月））について、古河林業株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第50834号）の業務に関し、一級建築士として、建築士法第21条の４の規定に違反して、虚偽の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項の規定による「設計住宅性能評価書」を作成し、その結果、当該虚偽の「設計住宅性能評価書」によって住宅エコポイントの申請が行われることとなり、建築士の信用を失墜させる行為を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　後藤　隆義　一級建築士　第118608号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（１物件(建築確認：平成23年10月))について、株式会社後藤建築・環境設計事務所（大阪府知事登録㈱第10403号（設計・工事監理当時））の業務に関し、工事監理者として、本件建築物に係る屋根工事が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条の３第１項第２号の規定により大阪市が平成19年大阪市告示第534号により指定した特定工程であり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工出来ないにもかかわらず、合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　甲斐　　彰　一級建築士　第91755号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　三重県内の建築物（１物件(建築確認：平成23年８月))について、ＫＡＩ建築事務所（兵庫県知事登録（一級）第201460号）の業務に関し、設計者として、構造図と構造計算書との間に不整合が見られる不適切な設計（ベースプレート・アンカーボルトの鋼材の種類が異なる。)を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　黒米　　勇　一級建築士　第132073号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　黒米イサム一級建築設計事務所（埼玉県知事登録⑸第2846号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 28 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成24年12月14日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　藤田　叔男　一級建築士　第134249号
３　処分の内容　平成25年４月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　藤田建設興業株式会社一級建築士事務所（埼玉県知事登録⑸第2853号）の開設者として、建築士法第24条第１項及び第２項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第３条第13項の規定により定められた期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。